

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12.措置の分類(1)	13.措置の内容(1)	14.各省庁からの再検討要請に対する回答	15.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16.措置の分類の見直し	17.措置の内容の見直し	18.各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
010010	消防職員に対する違法駐車車両の措置権の付与	C		「規制改革の推進に関する第2次答申」(平成14年12月12日総合規制改革会議答申)及び「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)に基づき、平成15年度中に結論を得ることとして、駐車違反対応業務の民間委託を幅広く行うことができるよう駐車違反に関する法制度の在り方を含め検討しているところである。	違法駐車車両の除去は検討の対象となっているのか、また消防署職員への委託は、検討の対象となっているのか、確認されたい。			駐車違反に関する法制度の在り方の検討に当たっては、駐車違反が国民に最も身近な交通事犯の一つであることから、広く各方面からの意見を踏まえる必要があるとされているところ、高槻市の提案内容も意見の一つとして検討の対象としている。				2032010	高槻市(27207)	消防職員に違法駐車車両の措置権を付与する特区	消防職員に対する違法駐車車両の措置権の付与	
010020	アーケード内におけるイベント等に関する道路使用許可の不要化	C		要望中に掲げられている道路使用については、現行制度においても個別具体的な事情に照らして問題のない場合には許可がなされることとされているところであるが、これに加えて、イベント等に伴う道路使用許可の円滑化については、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」(平成15年6月20日閣議決定)により、全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項として、平成15年度中に、警察庁において、「地域活性化等を目的とするイベント等に伴う道路使用の許可申請に当たり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を発出する。」こととされたところであり、積極的に合意形成の円滑化を図ることができるよう、通達の発出を準備中である。要望者におかれても、円滑な合意形成が図られるよう地域住民、道路利用者、所轄警察署長等との調整等を行っていただきたいと考えている。 他方、現行の道路使用許可制度は、公共の財産たる道路を特定の者が通行以外の目的に使用する行為は一般交通の妨害となり得ることから、専門的知識と地域の道路交通の事情に精通し、かつ、中立的立場から当該道路のみならず地域全体の道路交通の安全と円滑を確保する責務を負った所轄警察署長が、地域振興という観点も含めた道路使用の公益性又は社会慣習上の必要性と道路使用が交通の妨害となるおそれとを総合的に勘案し、その可否や実施条件を判断することとしたものであるため、制度を廃止することはできないと考えている。 なお、熊本県警察から聴取したところによると、要望中に掲げられた商店街の道路においては、事業者からの求めに応じ、現にチャリティバザールやワゴンセール等のイベントの開催を許可していることとあり、今後とも、個別具体的な事情に照らし、地域住民、道路利用者等との合意形成がなされれば、現行規定により対応ができる性格のものと考えている。	提案者が行おうとしているイベントについても、通達による明確化の対象として検討されているのか、確認されたい。			イベントの具体的な内容が不明であるが、新たに発出する通達の対象として想定している道路使用の類型に含まれるものと考えている。				2048010	新市街商店街振興組合(50110)	中心商店街の活性化特区計画	アーケード内におけるイベント等に関する道路使用許可の不要化	
010030	車椅子・電動車椅子の歩道における歩行実験のための道路使用の容認	D-1		車いすは、人の力により動くもののほか、原動機により動くもので道路交通法施行規則第1条の4に定める基準に該当するもの(一般に製造・販売されている電動車いすがこれに当たる。)についても、道路交通法第2条第3項第1号の規定により、同法の適用については歩行者とすることとされており、同法に定められた歩行者の通行方法に従って歩道を通行したり、車道を横断したりすることには問題がない。 また、研究開発のために段差認知、速度、振動、摩擦等の各種データを収集する目的で、こうしたデータに係る測定機器を装着するなどした車いすを先に述べた通行方法に従って公道で通行させることは、他の車両や歩行者に危険を及ぼしたり円滑な通行を妨げたりする可能性はほとんど考えられず、通例、所轄警察署長の道路使用許可を得る必要がないと解される。 なお、一般車両や歩行者を一旦停止させたりして長時間にわたり繰り返し車道を横断するなどの方法により実証実験を行おうとする場合には、道路使用許可が必要となるが、こうした形態の道路使用は同法第77条第1項第1号に定める「作業」に該当すると解されるため、許可の対象となる行為であることは明らかであり、同法又は同法第77条第1項第4号の規定に基づく都道府県公安委員会規則の改正は不要である。									2052010	財団法人広島市産業振興センター(50060)	福祉機器開発実証実験特区	車椅子・電動車椅子の歩道における歩行実験のための道路使用の容認
010040	ゲームセンター等(8号営業)の賞品提供の容認	C		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風適法」という。)第23条第2項においては、風適法第2条第1項第8号に規定する営業(以下「8号営業」という。)を営む者の禁止行為としてその営業に関し遊技の結果に応じて賞品を提供することを規定している。したがって、8号営業において、その遊技の結果に応じて賞品を提供することは、風適法に規定する風俗営業に該当し得ず、さらには刑法で禁止する賭博罪との評価を受けるおそれもあることから、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業等について規制等を行うことを目的とする風適法に規定することは困難であり、新たな立法措置が必要である。	8号の対象となっている遊技について賞品提供できるようにするためにはどのような措置が必要であるかという観点から、検討し、回答されたい。			風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風適法」という。)第23条第2項においては、風適法第2条第1項第8号に規定する営業(以下「8号営業」という。)を営む者の禁止行為としてその営業に関し遊技の結果に応じて賞品を提供することを規定している。したがって、8号営業において、その遊技の結果に応じて賞品を提供することは、当該賞品の価格の多寡や提供の態様等のいかににかかわらず風適法に規定する風俗営業に該当し得ず、さらには刑法で禁止する賭博罪との評価を受けるおそれもあることから、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業等について規制等を行うことを目的とする風適法に規定することは困難であり、新たな立法措置が必要である。		C		2079010	ワイズテック株式会社特区推進室	米子市及び皆生温泉観光振興特区	遊技場営業者の規制の撤廃又は緩和(賞品の提供の緩和)	
010050	ゲームセンター等(8号営業)の賞品として、地域振興券、商品券の提供の容認	C		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風適法」という。)第23条第2項においては、風適法第2条第1項第8号に規定する営業(以下「8号営業」という。)を営む者の禁止行為としてその営業に関し遊技の結果に応じて賞品を提供することを規定している。したがって、8号営業において、その遊技の結果に応じて賞品を提供することは、風適法に規定する風俗営業に該当し得ず、さらには刑法で禁止する賭博罪との評価を受けるおそれもあることから、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業等について規制等を行うことを目的とする風適法に規定することは困難であり、新たな立法措置が必要である。	8号の対象となっている遊技について賞品提供できるようにするためにはどのような措置が必要であるかという観点から、検討し、回答されたい。 なお、風適法23条の有価証券には、地域振興券、商品券が含まれるのか、確認されたい。 更に、プリペイドカード法等で現金化することを規制されている証券については、風適法23条の有価証券の対象外としてもよいのではないかと、検討されたい。			風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風適法」という。)第23条第2項においては、風適法第2条第1項第8号に規定する営業(以下「8号営業」という。)を営む者の禁止行為としてその営業に関し遊技の結果に応じて賞品を提供することを規定している。したがって、8号営業において、その遊技の結果に応じて賞品を提供することは、当該賞品の価格の多寡や提供の態様等のいかににかかわらず風適法に規定する風俗営業に該当し得ず、さらには刑法で禁止する賭博罪との評価を受けるおそれもあることから、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業等について規制等を行うことを目的とする風適法に規定することは困難であり、新たな立法措置が必要である。		C		2079020	ワイズテック株式会社特区推進室	米子市及び皆生温泉観光振興特区	遊技場営業者の規制の撤廃又は緩和(賞品の提供として地域通貨又は地域振興券又は限定商品券の認可)	

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の種類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12.措置の種類(の目録)	13.措置の内容(の目録)	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16.措置の種類(の見直し)	17.措置の内容(の見直し)	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
010060	ゲームセンター等(8号営業)が提供する賞品の上限価格の緩和	C		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風適法」という。)第23条第2項においては、風適法第2条第1項第8号に規定する営業(以下「8号営業」という。)を営む者の禁止行為としてその営業に関し遊技の結果に応じて賞品を提供することを規定している。したがって、8号営業において、その遊技の結果に応じて賞品を提供することは、風適法に規定する風俗営業に該当し得ず、さらには刑法で禁止する賭博罪との評価を受けるおそれもあることから、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業等について規制等を行うことを目的とする風適法の改正によることは困難であり、新たな立法措置が必要である。なお、左記通達は、当該遊技設備が風適法施行規則第3条第4号に定める遊技の結果が物品により表示される遊技の用に供する遊技設備である場合において、当該遊技の結果である物品の獲得が風適法第23条第2項に定める賞品提供禁止の脱法行為となることを防止するため、当該物品の小売価格がおおむね800円以下のものを提供する場合には、風適法第23条第2項に規定する「遊技の結果に応じて賞品を提供」することには当たらないものとして取り扱うこととしたものである。	8号の対象となっている遊技について賞品提供できるようにするためにどのような措置が必要であるかという観点から、検討し、回答された。			風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風適法」という。)第23条第2項においては、風適法第2条第1項第8号に規定する営業(以下「8号営業」という。)を営む者の禁止行為としてその営業に関し遊技の結果に応じて賞品を提供することを規定している。したがって、8号営業において、その遊技の結果に応じて賞品を提供することは、当該賞品の価格の多寡や提供の態様等のいかんにかかわらず風適法に規定する風俗営業に該当し得ず、さらには刑法で禁止する賭博罪との評価を受けるおそれもあることから、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業等について規制等を行うことを目的とする風適法に規定することは困難であり、新たな立法措置が必要である。なお、左記通達は、当該遊技設備が風適法施行規則第3条第4号に定める遊技の結果が物品により表示される遊技の用に供する遊技設備である場合において、当該遊技の結果である物品の獲得が風適法第23条第2項に定める賞品提供禁止の脱法行為となることを防止するため、当該物品の小売価格がおおむね800円以下のものを提供する場合には、風適法第23条第2項に規定する「遊技の結果に応じて賞品を提供」することには当たらないものとして取り扱うこととしたものである。	提案されている遊技について、適切な設備規制を課すことにより、風適法の範囲内で実施することはできないのか、再度検討して回答された。	C		遊技の結果に応じて商品を提供する営業は、風適法第2条第1項第8号に規定する営業としてではなく、同項第7号に規定する営業として、風適法上の所要の規制を受ければ営むことができる。	2079030	ワイズテック株式会社 特区推進室	米子市及び皆生温泉観光振興特区	遊技場営業者の規制の撤廃又は緩和(賞品の提供価格の上限の緩和)
010070	介護老人保健施設へのバーチャルパチンコなどの懸賞付きゲームの導入	E		本要望事項は、介護老人保健施設に設置したPCをセンターサーバを介して運用し、景品を自治体の予算又は企業からの寄附により用意し、遊技をする老人からは料金を徴収しないものであるが、本要望事項がその範囲で営まれる限りは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び同法下位法令(通達等を含む。)には抵触しないと考えられる。									2188020	個人(50010)、個人(50010)、個人(50010)、個人(50010)、個人(50010)、株式会社とじけん(都市環境文化研究所)(50020)、三菱電機株式会社(50020)、株式会社国際電気通信基礎技術研究所(ATR)(50020)	介護老人保健施設のためのIT活用モデル特区	介護老人保健施設へのバーチャルパチンコなどの懸賞付きゲームの導入
010080	古物営業許可申請の英語表記の容認	D-1		古物営業法上、申請者による記載は、日本語によらなければならないことを規定しているわけではないが、日本語以外の言語の表記による申請について、その内容を精確に了解することは不可能である。ただし、氏名又は名称については、アルファベットによる表記が、日本国内において慣用として受け入れられている範囲内において認められる。	費庁の回答では、「申請者による記載は、日本語によらなければならないことを規定しているわけではない」とのことだが、申請書を日本語以外の言語で表記することは可能であると解してよいが、また、申請書様式のうち、日本語以外の表記では内容が了解できないのは具体的にどの部分であるのか、回答された。			氏名又は名称については、アルファベットによる表記が、日本国内において慣用として受け入れられている範囲内において可能と解されることについて、既に回答したとおりである。申請書様式のうち、日本語以外の表記では内容が精確に了解できないのは、申請者自身が文字で記入することが予定されている部分のすべてである。申請は、日本国の都道府県公安委員会に対して行うものである以上、日本語で行うべきことはむしろ当然である。ただし、氏名、名称については、現にアルファベットによる表記が存在していることから、例外として、日本国内において慣用として受け入れられている範囲内においてアルファベットによる表記も可能と解される。しかし、住所、居所及び所在地については、申請者、法人の代表者等、営業所、管理者を特定するため明確かつ画一的に特定する必要があることから、内容を精確に了解することができる日本語で表記することが必要である。	対日投資促進の観点から提案を実現できないか、再度検討して回答された。	D-1		古物営業法の目的は、盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図ることであり、このため、古物営業を許可制とし、申請者、法人の代表者等、営業所、管理者を特定する必要があることから、申請書の内容を精確に了解することができる日本語で表記することが必要である。対日投資促進の観点から、古物営業法の目的の範囲外であることから提案を実現することは困難である。	2117010	三沢市(2207)	MISAWA・アメリカ村国際商業特区	外国人が出店しやすい営業許可申請書を英語表記とする。
010090	自治体から陸運局への放置車両所有者照会の容認	E		自治体から陸運局への所有者照会については、特段の規制はしていない。									2149010	上尾市(11219)	放置自動車の撤去特区	放置自動車の撤去特区
010100	海上輸送用シャーシの駐車場確保の特例	C		道路外に保管場所が確保されていない車両は、道路を保管場所として使用することとなり、これらの車両は交通事故や交通渋滞の原因となっている。駐車車両への衝突事故は毎年3,000件近く発生し、これにより毎年100名以上が死亡しているが、特にシャーシについては、現在でも、埠頭地区等において放置駐車が蔓延しており、管内において4年連続で放置シャーシに衝突する死亡事故が発生している警察署も存在しているところである。本提案は、一定数のシャーシが常にフェリー上にあるという前提とするものであるが、フェリー上にあるシャーシの数は景気動向等によって左右され、特定することは困難である。現在でもシャーシの放置駐車死亡事故を招いたりしているところ、仮に1台分の駐車スペースを複数台のシャーシの保管場所とすることを認めた場合には、駐車スペースを持たないシャーシが陸上に放置されるケースが現在以上に増大し、道路上の違法駐車、車庫代わり駐車、長時間駐車が増加し、交通死亡事故の増加や交通渋滞の悪化を招くこととなる。	一定数のシャーシが常にフェリー上にあるようルール化して、自治体が確認すれば対応可能ではないか、検討し、回答された。			一定数のシャーシが常にフェリー上にあるように運用することについては、 ・ 曜日や季節、天候等による受注量の減少や、需給の変動、経営悪化に伴う受注の減少に際し、空のシャーシであっても、常に一定数をフェリーを乗船させるという運用が、果たして現実として可能であるのか。 ・ 例えば、経営危機に陥った事業者が、重複車両のため、オーバーフローしたシャーシを路上に放置するなどのモラルハザードを防げないのではないか。 ・ また、モラルハザードにより放置された車両なしシャーシを保管するスペースがないため、追突事故の原因等になるのではないかと、等の問題があり、現実的ではないと考える。 また、放置シャーシに対する追突事故は、死亡事故に直結するものであり、この種の事故の増大につながらないよう慎重な検討が必要であるが、現に北九州市管内の港湾地域においても、13年、14年と連続して放置シャーシに追突する死亡事故が発生し、15年においても重傷事故が発生しているところ、うち2件は上司が放置を指示する事案であり、また、2件の事故に係る事業者は、モーダルシフト促進協議会に加盟する事業者であって、事業者による適正管理の期待可能性と上記運用の可能性を疑わせるものとなっている。 以上の懸念を払拭し、上記運用を担保するためのシャーシの管理方針や自治体が確認する実効性のある方法が講じられることについて、具体的な見通しが持てない限りは、慎重な判断をせざるを得ない。				1009030	北九州市 40100	北九州市国際物流特区	海上輸送用シャーシの駐車場確保の特例措置	